沿　　革

（令和３年８月17日　決裁）
（令和３年９月24日　決裁）
（令和４年１月14日　決裁）
（令和４年３月22日　決裁）

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金交付要綱

（交付の目的）

第１　新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、11月末までに希望する県民へのワクチン接種を終えることができるよう、診療所における接種回数の底上げ、接種施設の増加及び病院における接種体制の強化するため、令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和３年４月１日付け医政発0401第８号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に規定する第２に掲げる事業を実施し、ワクチン接種に協力する医療機関（病院及び診療所をいう。以下同じ。）に対し予算の範囲内で、令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和３年４月１日厚生労働省発医政0401第４号・厚生労働省発健0401第６号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働省事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）及びこの要綱により交付金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　接種回数底上げ事業　診療所において週当たり100回以上又は週当たり150回以上の接種を令和３年５月９日から同年７月31日までの間、同年８月１日から同年10月２日までの間、同年10月３日から同年12月４日までの間、同年12月５日から令和４年２月５日までの間及び同年２月６日から同年３月31日までの間に４週間以上行う事業をいう。

（２）　接種施設数増加協力事業　医療機関が１日当たり50回以上の接種を、前号に規定するそれぞれの期間に行う事業をいう。

（交付金の額）

第３　第１に規定する交付金の額は、別表第１のとおりとする。

（決定の取消）

第４　知事は、交付金申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　別表第１に掲げる交付金対象事業に規定する要件を満たしていない事実が判明したとき。

（２）　偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

２　前項の規定は、交付金の交付があった後においても適用があるものとする。

（交付金の返還）

第５　交付金申請者は、第４の規定により交付金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、知事の命ずるところ

により交付金を返還しなければならない。

（立入検査等）

第６　知事は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第７　交付金事業者は、交付金事業に係る交付金の対象となる事実を明らかにした書類を整備し、当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第８　この要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補則）

第９　この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第１（第３関係）

区　分	交付金対象事業	交付基準額	交付額
接種回数底上げ事業	診療所が、１週当たり100回以上又は150回以上の接種を、４週間以上行った場合における接種回数	次の各号に掲げる回数の区分ごとに、当該各号により算出した額の合計額 （１）　１週当たり100回以上　回数×2,000円 （２）　１週当たり150回以上　回数×3,000円	定額（交付基準額をいう。）を交付額とする。
接種施設数増加協力事業	医療機関が１日当たり50回以上の接種を行った場合の日数（ただし、接種回数底上げ事業の適用を受ける週に属する日を除く。）	１日当たり100千円	定額（交付基準額をいう。）を交付額とする。

別表第２（第８関係）

項　目	提出書類及び添付書類	様　式	提出部数	提出期日
交付の申請に係る書類	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金交付申請書 １　実績明細書 ２　その他知事が必要と認めるもの	第１－（１）号 第２号	１部 １部	別に定める日
交付の請求に係る書類	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金請求書 １　請求明細書 ２　その他知事が必要と認めるもの	第１－（２）号 第３号	１部 １部	別に定める日